

サービス利用の流れ③ ケアプランの作成からサービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域

支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。
包括支援センターに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者へ連絡

- 市区町村などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



2 ケアプラン※1を作成

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって **介護サービス**（▶P.16～）を利用します。



介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※1を作成

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- ケアプランにそって介護保険の **施設サービス**（▶P.24）を利用します。



要支援1・2の方

1 地域包括支援センターに連絡

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。



2 介護予防ケアプラン※1を作成

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス**（▶P.17～）および **介護予防・生活支援サービス事業**（▶P.29）を利用します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業**（▶P.29）を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- ☐ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- ☐ 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- ☐ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- ☐ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。